

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	収納及び滞納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、収納及び滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	収納及び滞納に関する事務			
②事務の概要	<p>地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、国民健康保険法、介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に従い、 収納・滞納管理に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①住民税、森林環境税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分及び徵収、又は調査に係る事務 ②①に掲げる地方税、森林環境税又は料金の徵収猶予に係る事務 ③地方税、森林環境税又は料金の過誤納における還付・充当処理に係る事務</p>			
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・Acrocity(総合収納管理、行政基本)・ThinkTax滞納整理システム・MICJET番号連携サーバ・中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
収滞納情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成二十五年法律第二十七号) 第九条第一項及び別表の24、85、100の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	税務課			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377-1 杵築市役所総務課 電話:0978-62-1801			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377-1 杵築市役所税務課 電話:0978-62-1805			
9. 規則第9条第2項の適用				
適用した理由	[]適用した			

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された給与支払報告書等の廃棄

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠		全職員を対象とした情報セキュリティ研修やe-ラーニングを通じて個人情報の取扱いに関する基礎的な知識の習得に努めている。加えて、本業務を取扱う職員に対しては、番号法や地方税法における個人情報の取扱いに関する規定の習得を徹底すべく、研修を実施している。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報5.②所属長	税務課長	税務課長 篠田 邦昭	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年6月27日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に	事後	
平成30年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施期 間における担当部署 (2)所属	税務課長 篠田 邦昭	税務課長	事後	
平成30年6月27日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成30年6月27日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)	・Acrocity総合滞納管理/Acrocity総合収納管理	・Acrocity(総合収納管理、行政基本)・ThinkTax滞納整理システム	事前	変更日付でシステム変更を実施することに伴う変更
平成31年1月28日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2018/6/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2018/6/1	2019/4/1	事後	
令和1年12月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	—	Eメールアドレスの削除	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策 8. 監査	[〇]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和4年10月1日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年10月1日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和5年12月27日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年12月27日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年12月27日	IVリスク対策 8. 監査	[〇]外部監査	[]外部監査	事後	
令和5年12月27日	I 関連情報 1. 個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務	地方税法、国民健康保険法及び介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に	地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、国民健康保険法、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成二十五年法律第二十七号)	事前	
令和7年1月27日	I 関連情報4.②法令上の根拠	(平成二十五年法律第二十七号) 第九条第一項及び別表の16、30、59、68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 第24条 第46条 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成二十五年法律第二十七号) 第九条第一項及び別表の24、85、100の項	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された給与支払報告書等の廃棄	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		全職員を対象とした情報セキュリティ研修やe-ラーニングを通じて個人情報の取扱いに関する基礎的な知識の習得に努めている。加えて、本業務を取扱う職員に対しては、番号法や地方税法における個人情報の取扱いに関する規定の習得を徹底すべく、研修を実施している。	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目1.いつ 時点の計数か	2024/10/1	2025/10/1	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目2.いつ 時点の計数か	2024/10/1	2025/10/1	事後	